

◆亡くなられた方の資格等の手続きについて◆

亡くなられた方が下記の資格等を有していた場合は、ご家族の方が資格終了などの、必要な手続きを行ってください。（資格等は主なものを記載しています。）

手続きのために、**窓口に来られる方は身分証明書（運転免許証・パスポートなど）、マイナンバー通知カード（個人番号カード）**を持参してください。

No.	資格等の内容	手続き内容等（持参するもの）	担当窓口
1	住民票の世帯主	世帯員が複数の場合は世帯主の変更届をしてください。	1階1番 92-4295
2	印鑑登録者	印鑑登録証（カード）をお返してください。	1階1番 92-4295
3	通知カード 個人番号カード	お持ちのカードをお返してください。	1階1番 92-4295
4	国民年金加入者または 国民年金受給者	年金証書（または基礎年金番号が確認できる書類）、 配偶者の印鑑、通帳をお持ちください。 ※配偶者がいない場合は子の印鑑と通帳 ※別世帯の方が手続きする場合は、添付書類の住民 票請求時に委任状が必要になります。 ※亡くなられた方が厚生年金・共済年金の加入者ま たは受給者の場合は、遺族年金の手続きがある場 合がありますのでご相談ください。	1階1番 92-4295
5	町営下宇莫別墓地 使用者	権利移転手続きが必要になります。使用者と継承者 との関係がわかる書類（戸籍謄本等）、印鑑をお持 ちください。	1階2番 92-4294
6	浄化槽使用者	印鑑をお持ちになり、浄化槽管理者変更の届出を してください。	1階2番 92-4294
7	国民健康保険加入者	国民健康保険証（70歳以上の方は、高齢受給者証 と減額認定証～該当者のみ）をお返してください。 印鑑と喪主の方の預金通帳をお持ちください。 亡くなられた方が世帯主で、他に国保加入者がいる 場合は全員の国民健康保険証（70歳以上の場合 は高齢受給者証及び減額認定証～該当者のみ）をお持 ちください。	1階3番 92-4262
8	後期高齢者医療対象者	被保険者証と減額認定証（該当者のみ）をお返しく ださい。 印鑑と喪主の方の通帳をお持ちください。	1階3番 92-4262
9	重度心身障害者医療・ひ とり親家庭等医療・乳幼 児医療	受給者証をお返してください。 返還届出者の印鑑をお持ちください。	1階3番 92-4262
10	障がい者手帳・療育手帳 所有者	各種手帳をお返してください。 印鑑をお持ちください。	1階4番 92-4338
11	介護保険被保険者	介護保険者証をお返してください。届出をされる方の 印鑑と通帳をお持ちください。	1階5番 92-4248

12	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者	児童手当：消滅届をしてください。 児童扶養手当・特別児童扶養手当：証書を持参し喪失届をしてください。 印鑑をお持ちください。	1階7番 92-4245
13	軽自動車または原付バイクの所有者	所有者の名義変更等をしてください。 印鑑をお持ちください。	1階10番 92-4297
14	固定資産の所有者	所有者の名義変更・税の納付方法等についてご相談ください。印鑑をお持ちください。	1階10番 92-4296
15	納税の相談 (口座振替等)	口座振替をしていた場合、変更手続きが必要となります。また未納がある場合はご相談ください。	1階11番 92-4298
16	固定資産(農地)の所有者	相続登記終了後に、登記関係書類と印鑑をご持参のうえ、農業委員会にて手続きをしてください。	3階 農業委員会 92-4242
17	水道または下水道使用者	使用者の名義変更と使用料金・支払方法の確認をしてください。	3階 水道課 92-4470
18	その他	亡くなられた方が単身世帯で防災無線受信機をお持ちの場合は、返却してください。	2階 総務課 92-4345
		亡くなられた方が町営住宅入居者の場合は、手続きがあるか確認をしてください。	1階2番 92-4294
19	恩給受給者	亡くなられた時期により恩給の未払い又は過払いが発生する場合があります。総務省人事・恩給局へお問い合わせください。 恩給相談室 電話 03-5273-1400 〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1	
20	戦傷病者手帳所有者	北海道保健福祉部福祉局地域福祉課へお問い合わせください。 電話 011-231-4111 (内線 25-625) 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(道庁6階)	